寄居町地域通貨Yori-Ca（ヨリカ）3周年記念キャンペーン

寄居町地域通貨Yori-Ca（ヨリカ）は寄居町が発行する独自の地域通貨で、1ポイント＝1円でお買い物ができ、町内のヨリカ取扱店で利用できます。今回、発行3周年を記念して、プレミアム率30％のプレミアムチャージキャンペーンを実施します。

※利用期間が終了すると、キャンペーンによって付与されたプレミアムポイントは失効します。

※チャージした分のポイントの有効期限は、最終チャージ日から2年間です。

問 産業振興企業誘致課（☎581・2121内線411・412）

キャンペーン期間　11月1日㈮～12月25日㈬

※予算額に達し次第終了となります。

内容　1,000円のチャージで
300プレミアムポイント付与
（付与上限：1人当たり6,000プレミアムポイント）

※上限額（20,000円）まで複数回に分けてチャージした場合でも、プレミアムポイントは付与されます。

※アプリタイプの場合、スマートフォンアプリ「chiica（チーカ）」内、ヨリカのチャージボタンを押し「チャージ可能なマネー一覧」の中から「ヨリカ3周年プレミアムチャージ」を選択してください。

※カードタイプの場合、キャンペーン期間中、チャージは「プレミアムチャージ」（チャージ上限額20,000円まで）のみに限られ「通常チャージ」（利用時1％還元）はできません。

※付与されたプレミアムポイントは1％ポイント還元の対象となりません。

プレミアムポイント利用期間

ポイント付与日から令和7年3月31日㈪まで

ご参加ください！カローリング親善大会・体験教室

町では、第17回寄居町カローリング親善大会を開催します。また、大会前に体験教室を実施します。初めての方からベテランの方まで、ぜひご参加ください。

親善大会

▼**日時**／11月24日㈰午前8時30分開会式（受付8時～）

▼**定員**／1チーム3人編成とし、最高48チームまで（申込順）
※チームは男女混合可

▼**競技方法**／各チーム4試合を行い、勝数や合計得点により順位を決定します。組み合わせは当日発表します。

▼**申し込み**／11月1日㈮までに、生涯学習課に備え付けてある参加申込書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。

▼**その他**／開会式はチーム全員で参加してください。

体験教室

▼**日時**／10月20日㈰午前9時30分～11時30分
11月23日㈯・祝㈷午後3時～5時

▼**定員**／各50人（申込順）

▼**申し込み**／各開催日3日前までに直接、または電話で生涯学習課へお申し込みください。

共通

▼**場所**／総合体育館・アタゴ記念館

▼**対象**／町内に在住・在勤・在学の方

▼**持参するもの**／体育館シューズ、運動しやすい服装、タオル、水分補給できるもの　等

▼**費用**／無料

問 生涯学習課（☎581・2121内線531）

カローリングとは

氷上のスポーツ「カーリング」からヒントを得て誕生したインドアスポーツです。子どもから高齢者まで、年齢・性別・体力に関係なく、どなたでも気軽に楽しめる競技です。

カローリングについて

10月～12月は県下一斉滞納整理強化期間です！

毎年10月から12月までの3カ月間は、県下一斉の「滞納整理強化期間」とし、税収確保と納税率向上のため滞納整理の取り組みを強化します。

納期限内に納付した納税者との公平性を保つため、正当な理由なく町税等を滞納している方について、財産調査、滞納処分（差し押さえ等）を積極的に行います。

▼**町税等は納期限内に納付しましょう**
町税等は、定められた納期限内に、自主的に納付していただくのが原則です。

▼**税金を滞納すると**
納期限を過ぎても納付が確認できない場合は督促状を発送します。督促後も完納しない場合は、財産等を調査し、財産等が発見された場合は法律に基づき滞納処分（差し押さえ等）を行います。

▼**納付できない事情があるときは**
税務課では、納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。やむを得ない事情により納税が困難な方は、早めにご相談ください。

滞納を未然に防ぐために

▼**町税の納付は便利な口座振替で**
町では、町税の納付について、便利で安心確実な口座振替を推奨しています。

利用できる金融機関は、町内に支店のある金融機関の本店・支店です。金融機関の登録印鑑、通帳等を持参して、各金融機関で口座振替の申し込みをしてください。

▼**国民健康保険の脱退の手続きを忘れずに**
国民健康保険から社会保険に変わったときは、町民課で国民健康保険の脱退の手続きが必要となります。加入した社会保険等の保険証を持参して、町民課にて手続きをしてください。手続きを行わないと、国民健康保険に加入している状態が続き、課税されたままとなってしまいます。

▼**町民税・県民税の特別徴収について**
町民税・県民税が普通徴収（自分で納付書や口座振替で納めること）になっている方が、就職した場合、納期限が来ていない納期のものは、特別徴収（会社にて給与から差し引きして納めること）に切り替えが可能な場合があります。納め忘れがなく便利ですので、勤務先の給与担当の方に確認をしてください。

問 税務課（☎581・2121内線153・157・158）

● 国民健康保険の脱退については町民課（☎581・2121内線113～115）へ。

滞納処分に関するQ＆A

Q1：滞納処分とは何ですか？

A1：税金について、督促後も完納しない場合に行う強制徴収手続きで、差し押さえや捜索などがあります。

Q2：事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか？

A2：納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送していますので、滞納処分前の連絡は行いません。

Q3：少額滞納しかしていないのに、勤務先に給与照会が届いたため、勤務先の方に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか？

A3：滞納税額の多少にかかわらず、滞納がある方に対して、法律に基づいて、財産調査の一環として給与照会を行っています。

Q4：滞納税を分割納付したいのですが、金額や納付ペースは自分で決められますか？

A4：滞納税は一括納付が原則ですが、失業等やむを得ない事情がある場合、早めにご相談ください。収入状況等を聞き取りし、分割の回数や金額、納付方法をご相談のうえ決定します。

都市計画の案の縦覧について

寄居都市計画下水道の変更に当たり『都市計画法』第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

都市計画の案の縦覧

▼**縦覧内容**／「寄居都市計画下水道」の変更案（寄居町決定）

▼**縦覧期間**／10月8日㈫～22日㈫
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日を除く

▼**縦覧場所**／上下水道課

▼**その他**／案については、町公式ホームページでもご覧になれます。

案に対する意見書の提出

▼**対象**／寄居町民の方および利害関係人

▼**提出先**／上下水道課

▼**提出方法**／提出先へ持参、または郵送で提出してください。

▼**提出期限**／10月22日㈫午後5時15分まで（期日必着）

問 上下水道課（☎581・2121内線265）